「様式－３」

　　年　　月　　日

直結（直圧・増圧）式給水条件承諾書（新設・切替）

　神奈川県企業庁

　　　　　水道営業所長　殿

|  |
| --- |
|  |
| 氏　名  （所有者）　電　話 |

直結（直圧・増圧）式による給水方式について、長所及び短所を理解した上で、次の条件を承諾します。

１　給水装置の維持管理については、当方にて管理責任者並びに維持管理業者を定め適正に行います。

　また、増圧給水設備を含む給水装置の維持管理については、1年以内ごとに１回の定期点検を行い、当方にて管理責任者並びに維持管理業者を定め適正に行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 給水装置の設置場所 | 建物所在地 |
| 建物の管理責任者 | 会社名  　　　　　　　　　　　　電話 |
| 給水装置の維持管理業者 | 会社名  　　　　　　　　　　　　電話 |
| 直結増圧式給水装置の維持管理業者  ※該当する場合は記入 | 会社名  　　　　　　　　　　　　電話 |

注１「給水装置の維持管理業者」とは、当該建物の給水装置工事を施行したものをいう。（給水装置工事施行承認申請書における申請者）

注２「直結増圧式給水装置の維持管理業者」とは、当該建物の増圧給水設備を施工したものをいう。

２　使用者に対しては、申込者において当該による給水方式であることを説明し、上記管理責任者等を周知させるとともに、水道管の取り替え工事、漏水修理工事、事故等による断水や減水時の使用者への広報、バルブ操作その他必要な措置についても、建物の管理責任者により常時対応します。

３　当該給水装置（増圧給水設備含む）設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道営業所長又は第三者に損害を与えた場合には責任を持って補償します。また、紛争等については全て当事者間で解決し、水道営業所長に一切迷惑をかけません。

４　既設配管による給水設備を使用する場合、将来これに起因する問題についても当方において適正に対処します。

５　給水装置の所有権に変更が生じた場合は、速やかに所有者変更届を提出するとともに、上記内容を継承します。また、建物の管理責任者、給水装置の維持管理業者に変更が生じた場合は、速やかに当該給水条件承諾書を再度提出します。

６　上記項目の他、取扱上なお必要な事項については、神奈川県県営上水道条例及び同施行規程、給水装置工事設計施行基準・解説を遵守します。